税務課からのお知らせ ~ 督促状と延滞金について ~

平成21年度から、原則全ての納税義務者に対し、納期ごとに督促状が発送されます。

平成21年度からは集金方式でない納税貯蓄組合員の場合、非組合員との公平を保つため、納期ごとに督促状が発送 されます(広報はっぽう 2009.3月号掲載済)。

そのため、峰浜地区の納税貯蓄組合員の方々はご注意ください。

■督促状について

納期限までに町税を納付されなかった方には、納期の翌月の中ごろに督促状が発送され、督促料100円がかかりま す。

■延滞金について

納期限を過ぎますと、延滞金が発生してきます。延滞金はその計算額が1,000円未満の場合はかかりませんが、税額 及び経過期間に応じて多くなりますので、督促状が届きましたら、できるだけ早めに納税してください。

* 延滞金の率は年14.6%(納期限の翌日から1か月間は現在4.5%)です。

例えば、納期限が平成21年6月1日の税金を平成21年11月1日に納付する場合、税額が19,000円以上の場合に延滞金 が発生します。

■納期について

平成21年度の主な町税(普通徴収)及び国保税の納期は次のとおりです。 納期限は、通常は月末ですので、お忘れのないようお願いします。

	5月	6月	フ月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
町県民税		1期		2期		3期			4期
固定資産税	1期		2期		3期			4期	
国 保 税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	

詳しくは八峰町税務課へお問い合わせください (八森庁舎 ☎77-2111)

=2211)* ■局県税部(**な 2** O

までお 1 田 問 8 地 6 61 域 合

え付け おおお 告 てあ 7 し住 部 \mathcal{O} 必要書類 必要書類 及 産い 定取得税が軽さ 定り び式 足の要件の要件の要件の は 類 取 B 各 適 を得特 務地 用 添し 例 にあ 課域 えた場用 減に 振 に 宅 Ì 備

取得申告書 提出につ 動 7

す。 出 す。 る 不 取 不動 取 地 や建 得 産 L に取得日 物を つ申か取 7 告ら得 お 書 60 た方 りを日 ま提 以

パーマ&カット・縮毛矯正・着付・オリリー化粧品

八峰町峰浜カッチキ台 TEL76-3890 営業時間 朝8:30~夜7:00 定休日 月曜日・第3日曜日 ※送迎もいたします。お電話ください。

新車・中古車販売(国産全メーカー) 車検·定期点検·鈑金塗装

TEL76-2065 FAX76-3280 沢目駅前

平成21年9月24日

戸籍の電算化スタート

八峰町では、戸籍事務の迅速化、正確性の確保と窓口サービスの向上のた め、平成21年9月24日(木)からコンピュータによる戸籍事務を開始します。 これからは、より早くわかりやすい戸籍の発行ができるようになります。

●証明書の名称及び書式の変更

これまで戸籍謄本と呼んでいた名称が戸籍の「全部事項証明」、戸籍抄本は 戸籍の「個人事項証明」という名称になります。

証明書の手数料は、1通450円で従来と変わりません。

	(旧)従来の証明	(新)電算化後		
名 称	謄本	全部事項証明		
	抄 本	個人事項証明		
様式	(謄本) B 4 判横長	A 4 判縦長		
	(抄本) B 5 判縦長			
書 式	文章縦書き	項目別横書き		
用紙	白 紙	改ざん防止用紙		
公 印	朱 色	黒色の印(電子印)		

電算化後の戸籍(見本)



②これまでの戸籍は「平成改製原戸籍」となります。

これまで使用した戸籍の原本は「平成改製原戸籍」の名称で100年間保存します。

婚姻や死亡などで除籍になっている方は、電算化後の戸籍には登録されません。そのため、こうした記載されない 事項についての証明を必要とする場合は、「平成改製原戸籍」をご請求ください。(手数料1通750円)

❸氏名の文字が変わる場合があります。

これまで手書きで作成された戸籍の中には、書き癖などによりわかりにくい字がありました。電算化に伴い、氏名 に使う常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナなど戸籍に使える文字として法で定められているものに置き換え

ただし、これは戸籍の表記上の取り扱いであって、 このことにより氏や名が変更されるものではありません。

②本籍の表示中「の」が削除されます。

戸籍の本籍欄の地番表示に枝番がある場合、「○○番地の△」 が「○○番地△」と、「の」が削除されます。

なお、これにより本籍が変更されるものではありませんの で、各種登記変更や届出などの手続きは必要ありません。

■置き換えられる文字の例 佐

一部の方には、町からお知らせを郵送します。

■従前の本籍 八峰町八森字中浜63番地の1

■変更後の本籍 八峰町八森字中浜63番地1

⑤戸籍の附票も変わります

戸籍の附票は、戸籍に記載されている方の住所異動の履歴を記録するものです。

電算化後の附票は、最新の住所地(住民登録地)を記載し、その後の住所の異動があるたびに記録していくもので す。電算化以前の住所の履歴の証明を必要とする場合は、「平成改製原附票」をご請求ください。(手数料1通200円) ※戸籍の電算化についてご不明な点があればお問い合わせください。

■問い合わせ先 八峰町総務課 総合サービス係 (八森庁舎 ☎77-2111)

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店 補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

医療機器販売管理者 吉田 泰

八峰町八森字中浜15-2 電話:77-2034 ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ。

皆川薬局



どちらの処方せんでもお受けします。

薬剤師 皆 川 鉄 治 ・ 皆 川 真 実

八峰町峰浜沢目駅前 TEL. 76-2052 · FAX. 76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日·祝祭日

7 広報はっぽう 2009.7月号